

管理者のための ため池点検マニュアル



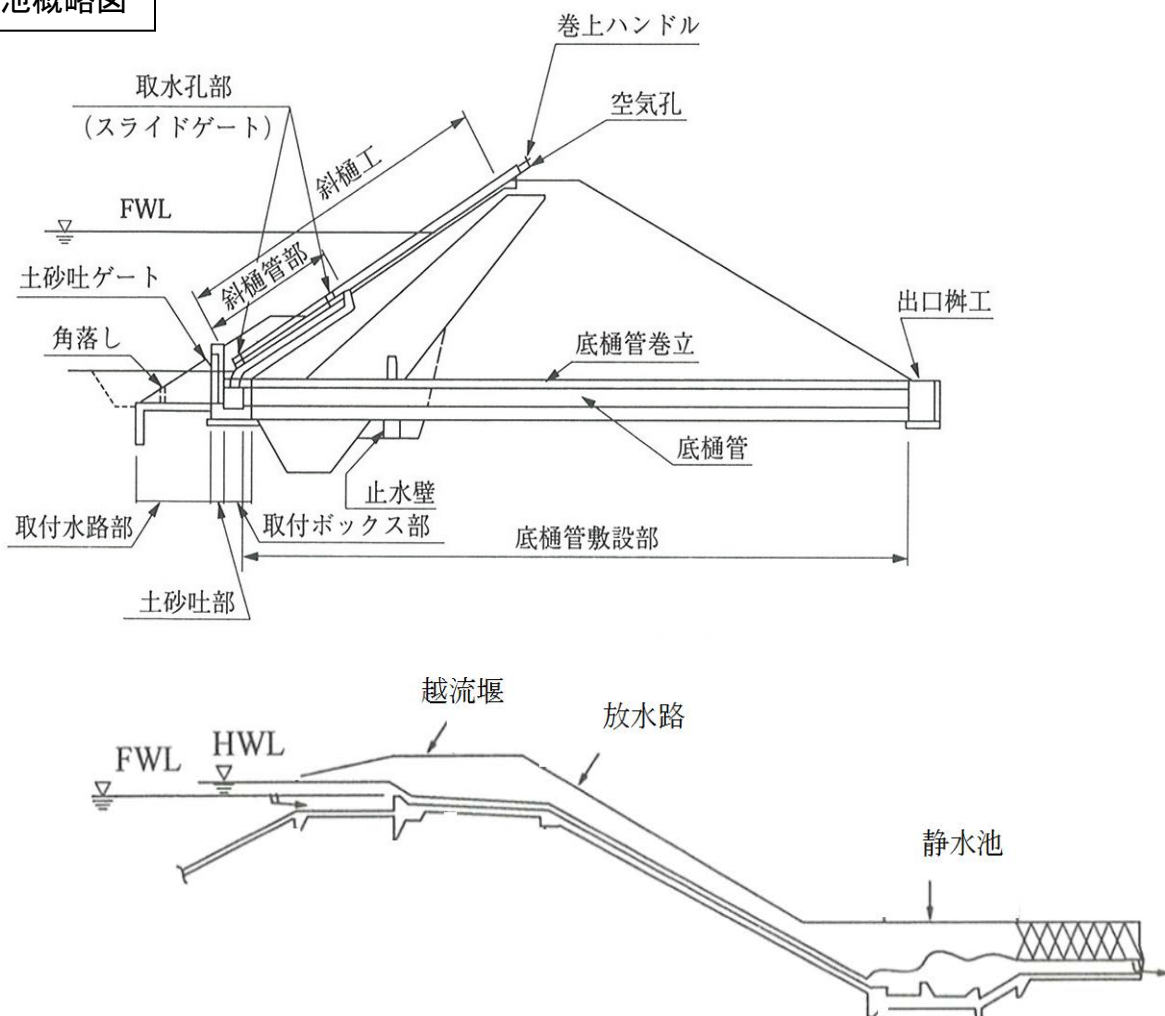
平成30年8月

山口県農林水産部農村整備課

目次

1. 点検のポイント	・・・1
2. 施設毎の点検ポイント	・・・1
①堤体	・・・1
②洪水吐	・・・3
③取水施設(斜樋)	・・・3
④取水施設(底樋)	・・・4
⑤管理道路・安全施設	・・・4
3. 異常気象時の点検	・・・5
4. 緊急時の対応	・・・6
①連絡体制	・・・6
②応急対策	・・・6

ため池概略図



1 点検のポイント

- ・異常があった場合だけではなく、経年変化を把握するためにも、写真やメモなどこまめに記録・保存してください。
- ・補修や改修をおこなった場合は、作業内容を記録してください。
- ・豪雨の発生が予想される場合は、事前に水位を下げてください。

(参考) 事前に水位を下げる場合の目安を記入してください。

- ①ため池栓の上から〇番目で管理する。
- ②洪水吐から〇m下げて管理する。

2 施設毎の点検ポイント

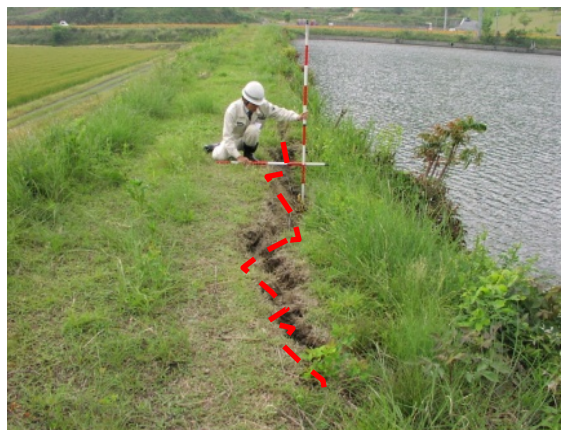
① 堤体

- ・堤体は、基礎地盤上に築造された、ため池の本体です。
- ・用水を貯留するための施設で、決壊を防止するためには、強度の維持が必要です。
- ・亀裂や陥没、漏水が発生していないかを中心に点検してください。

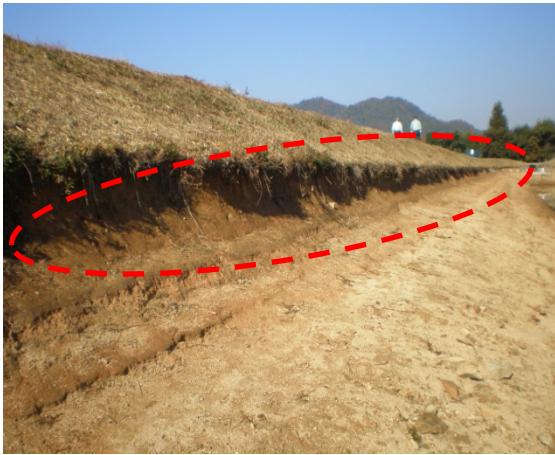
①雑草が繁茂していないか



②堤体に沈下・段差・亀裂・陥没・崩壊はないか



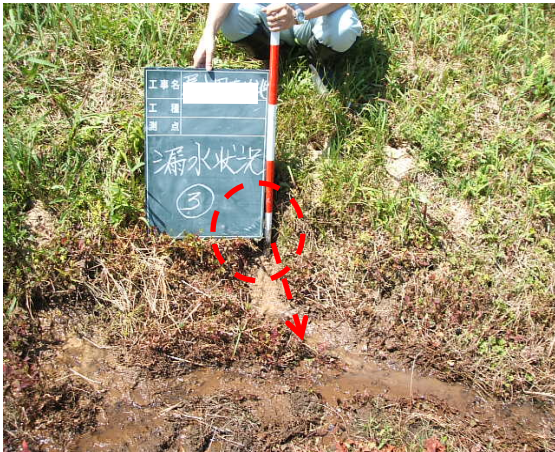
③貯水池側の法面が浸食されていないか



④下流側の法面が「はらみだし」していないか



⑤下流側の法面・法尻から漏水はないか



⑥構造物との取付部にズレ・隙間・陥没はないか



⑦護岸ブロックに剥離・亀裂はないか



⑧遮水シートに劣化・たるみ・破れはないか



② 洪水吐

- ・洪水吐(または余水吐)は、貯留できない余剰水を安全に流下させ、貯水位の異常な上昇を防止する施設です。
- ・堤体と洪水吐の間に、漏水が発生していないか確認してください。
- ・ゴミ・流木・土砂が堆積して通水が阻害されていないか点検してください。

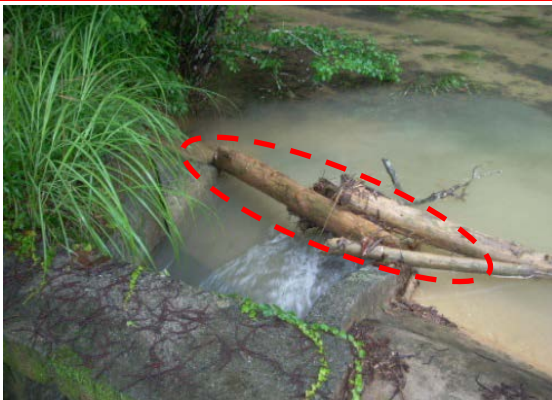
①沈下・段差・亀裂・陥没・破損はないか



②漏水はないか



③ゴミ・流木・土砂が堆積して、通水が阻害されていないか



④通水阻害となる「せき上げ」がされていないか



③ 取水施設(斜樋)

- ・斜樋は、ため池の貯水を取水するための施設です。
- ・豪雨の発生が予想される場合には、事前に水位を下げるためにも利用します。
- ・斜樋柱の操作が適切に行えるか点検してください。

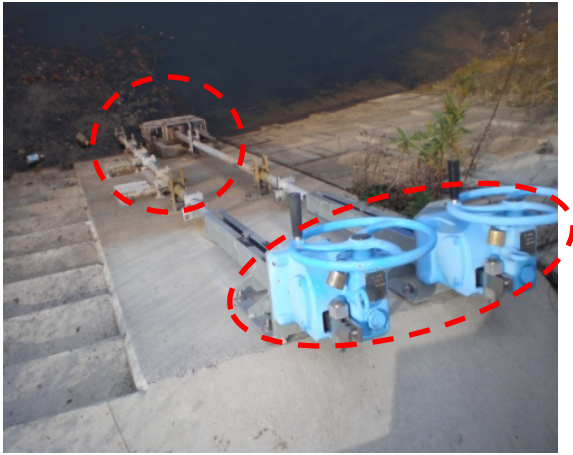
①沈下・段差・亀裂・陥没・破損はないか



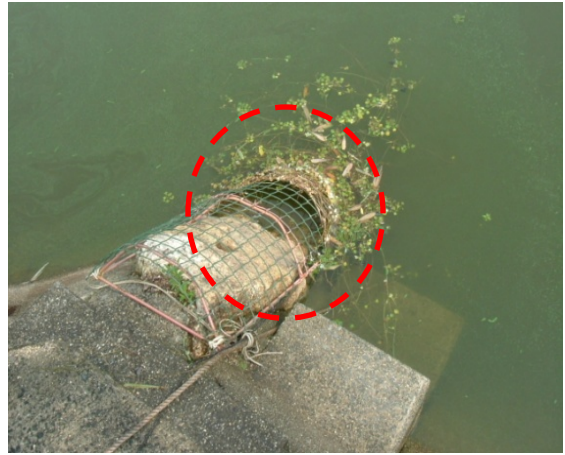
②周辺が浸食されていないか



③劣化・開閉操作に支障はないか



④ゴミ・土砂が堆積して、取水が阻害されていないか



④ 取水施設(底樋)

- ・底樋は、斜樋からの取水を堤外に導水する施設です。
- ・斜樋・底樋栓を閉じた状態で、底樋内や周辺から漏水がないか点検してください。

①破損はないか



②漏水はないか



⑤ 管理道路・安全施設

- ・管理道路は、ため池への唯一の経路となっている場合もあります。
- ・路面や路肩の損傷など、通行の阻害状況を中心に点検してください。

①雑草繁茂・路面の窪み・崩れにより、通行に支障はないか



②フェンス・注意看板の損傷はないか



3 異常気象時の点検

・異常気象時は、ため池の異常をいち早く発見し、応急対策を行い、被害を最小限に止められるように点検してください。

[参考]ため池の被害が懸念される主な異常気象の目安

- ①豪雨・・・時間雨量20mm以上、日雨量80mm以上
- ②地震・・・震度4以上

①事前の水位低下措置がされているか



②貯水位が異常に上昇していないか



③洪水吐の通水が阻害されていないか



④斜樋栓の通水が阻害されていないか

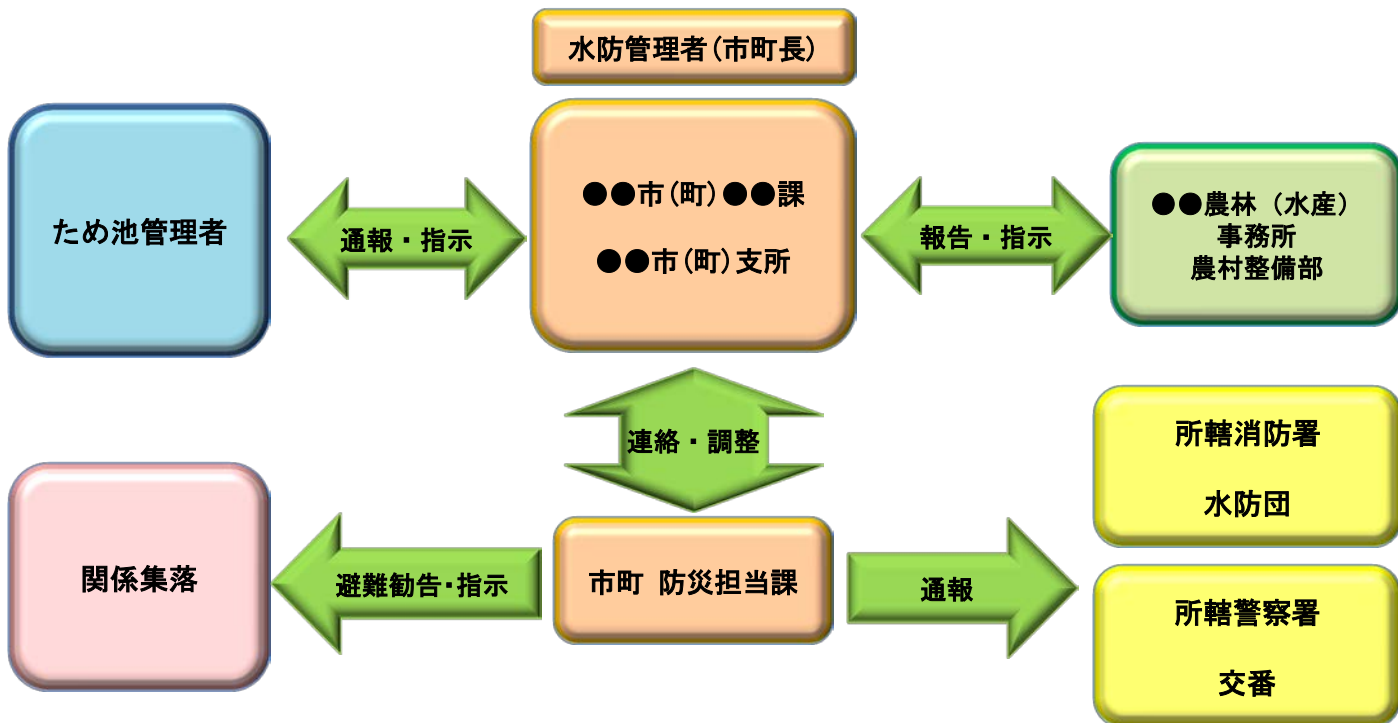


4 緊急時の対応

① 連絡体制

・ため池に被害が発生した場合には、被害の拡大・二次災害防止のため、応急対策を実施します。実施にあたっては、作業員の安全確保を第一として、速やかに関係の市町に連絡してください。

※ 別紙「関係機関連絡先一覧」参照



② 応急対策

① 決壊の恐れがあるため、直ちにため池の水位低下措置をしてください。

② 被害拡大防止のため、水位低下措置と堤体を保護するシートや大型土のうなどを設置してください。

